

岡山市長 大 森 雅 夫 様

岡山市監査委員 白 神 利 行  
同 種 田 和 英  
同 三 木 亮 治  
同 田 中 慎 弥

公の施設の指定管理者監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により提出します。

記

1 監査の対象（公の施設）及び範囲

株式会社第一ビルサービス（岡山市障害者体育センター）

平成25年度における公の施設の指定管理者の当該管理業務に係る出納その他の事務

2 監査の期間

平成27年1月5日から平成27年2月27日まで

3 監査の方法

前記指定管理者の施設の管理に係る指定管理業務が、協定書に沿って行われているかどうかを主眼とし、関係書類を抽出により監査した。

4 監査の結果

監査した結果、施設の管理に係る指定管理業務の執行について、次のとおり改善を要する事項が認められた。その他については、改善済みのもの及び今後の処理方法を指導した軽易な事項はあったものの、おおむね適正に処理されていた。

岡山市障害者体育センター条例に定められた体育センター使用申込期間と一部相違した受付が認められた。

なお、今後の処理方法について指導した軽易な事項は、記述を省略した。

団体の指定管理の概要は次のとおりである。

## ○名称及び設置場所

名 称 株式会社第一ビルサービス  
設 置 場 所 広島市中区大手町五丁目3番12号  
設 立 年 月 日 昭和38年7月6日

### 1 指定管理施設について

本企業は、平成23年4月1日より岡山市障害者体育センターを岡山市から管理を行う指定を受けている。

### 2 指定管理業務の内容について

平成25年度における管理業務の主な内容は、次のとおりである。

#### (1) 施設の管理運営に関する業務

- ・施設の予約に関する業務
- ・アリーナ等及び器具の使用許可並びに使用料の徴収業務
- ・施設利用者への対応に関する業務
- ・電話対応、問合せ、要望、苦情、トラブル等の対応に関する業務
- ・ホームページの更新及び広報に関する業務
- ・施設等の維持管理及び修繕
- ・施設設備の日常管理・保守点検業務
- ・清掃管理業務
- ・警備業務
- ・その他必要な管理業務

#### (2) スポーツ大会・講習会に関する業務

- ・親善スポーツ大会の開催
- ・スポーツ講習会の開催

#### (3) 自主事業

- ・市長が必要と認めた業務

### 3 指定管理料の執行状況について

平成25年度の岡山市からの指定管理料は14,559,000円であり、指定管理料の受入れ状況は次のとおりである。

平成25年	7月29日	3,639,750円	収入
平成25年	10月31日	3,639,750円	収入
平成26年	2月7日	3,639,750円	収入
平成26年	4月25日	3,639,750円	収入

また、執行の主なものは光熱水費、人件費である。